

# 福島県県南地域子どもの居場所ネットワーク規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、福島県県南地域子どもの居場所ネットワーク（以下、本会）と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は、未来を担う子どもの成長、子育て中の家庭を地域で支え「子どもまんなか」の社会の実現を目指し、「子ども食堂」や子ども支援を行う「居場所」（以下、子ども食堂等という）を運営する団体（個人）同士がつながる場をつくる。

また、ボランティアや寄付を通し、子ども食堂等で活動したい人や、団体、企業、行政機関との連携を広拡大し、定着させる仕組みを作ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、福島県県南地域（白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡）の子ども食堂や子ども支援を運営する団体（個人）を以て組織する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、福島県白河市明戸 104-1-8 号に置く。

(事業)

第5条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 子ども食堂等の取り組みの充実
  - 1 子ども食堂同士のネットワークづくり
  - 2 情報交換や交流会、勉強会の場づくり
- (2) 子ども食堂等の継続の支援
  - 1 食材の保管、提供、配送のネットワークづくり
  - 2 ボランティア人材の確保のサポート・育成
  - 3 寄付金の募集・分配の仕組みづくり
  - 4 情報発信事業（Web サイト、SNS、チラシ等）
  - 5 運営に関する研修会
  - 6 住民向けの啓発活動
  - 7 行政機関、企業等との連携
  - 8 補助金・助成金の活用及び事務処理のサポート
- (3) 子ども食堂等の開設支援
  - 1 子ども食堂等の開設に関する相談支援
  - 2 子ども食堂等開設の働きかけ
- (4) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

正会員は、本会の目的に賛同し、福島県南地域に活動拠点を置き子ども食堂等の活動に取り組み、ふくしまこども食堂ネットワークに所属する団体（個人）とする。

賛助会員は、正会員の行う子ども食堂等の支援を行う団体（個人）とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする団体（個人）は、本会が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

代表は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって申し込み者に通知しなくてはならない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することが出来る。

2 会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 会員の団体が消滅（解散）したとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 会員としてふさわしくないと認められる事案が発生し、役員会にて除名されたとき。

## 第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

1 代表（会計兼務） 1名

2 副代表 1名

3 理事 2名

4 監事 1名

2 役員を選任

1 役員を選任は、総会において正会員から選任する。

2 本会の役員は、ふくしまこども食堂ネットワーク役員との兼職は出来ない。

(任期及び補充)

第10条 本会役員の任期は2年とする。

但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

代表は、会務（会計を含む）を統括する。

副代表は、代表を補佐し代表事故有るときはその職務を代理する。

監事は、本会の会計及び業務を監査する。

## 第4章 会議

（総会）

第12条 本会の総会は、正会員を以て構成し、毎年1回4月末までに開催する。

但し、必要があるときは臨時に総会を開催することが出来る。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

1 規約の改正に関する事。

2 役員を選任に関する事。

3 事業報告及び決算に関する事。

4 事業計画及び予算に関する事。

5 本会の改廃に関する事。

6 その他、本会の運営に関し重要な事項

3 本会の総会は、代表が招集する。

4 総会の議長は代表が務める。

5 総会は、会員総数の過半数（委任状も含む）の出席で成立する。

6 議案の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

7 特別な事情が有るときに限り、代表は文書を持って意見を求め総会に代えることが出来る。

（役員会）

第13条 本会の役員会は、代表、副代表、理事、を以て構成する。

但し、監事は役員会に同席し意見を述べる事が出来る。

2 役員会の招集は、代表が招集する。

3 役員会は、事業の執行に関し協議する。

## 第6章 会計

（事業年度）

第14条 本会の事業年度は、4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

（会計）

第15条 本会の会計は、代表が兼務し執行する。

（入会金及び会費）

第16条 本会の設立当初の入会金、会費は次のとおりとする。

入会金は0円とする。

会費は年額3,000円

（金品の配分）

第16条 寄付金及び寄付物品の配分は、役員会において配分方法を決定する。

## 第7章 事務局及び専任職員

(事務局及び専任職員)

第17条 本会の事務は、代表の所属する団体（個人）が行い、目的を遂行するため専任職員を配置することが出来る。

## 第8章 雑則

(細則)

第18条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

- 1 本会の設立は、令和5年12月21日とする。
- 2 初回の役員の任期は、令和7年度総会までとする。

本規約は設立時より施行する。